

令和3年9月30日

教職員各位

高知工業高等専門学校長

新型コロナウイルス感染症に対する当面の対応について（第三十四報）

新型コロナウイルス感染症対応に関し、高知県の判断指標ステージが9月22日に「警戒（オレンジ）」に移行し、9月30日をもって他県との往来の自粛等が解除となることから、本日開催されたリスク管理室会議において次のことを決定し、10月1日から適用することとしましたのでお知らせします。なお、今後の状況により情報を随時更新しますのでご留意願います。

- 海外渡航は原則禁止します。
- 国内については、出張、私事にかかわらず、感染拡大が認められる地域（移動自粛都道府県）への移動はやむを得ない場合を除き、極力自粛をお願いします。特に「緊急事態宣言の対象地域」及び「まん延防止等重点措置の対象地域」との往来は極力控えていただき、感染防止対策（健康観察、マスク着用、3密の回避等）を徹底してください。やむを得ず県外へ移動する際は、移動先の都道府県知事が出している要請やメッセージに沿って行動してください。なお、当該地域から高知に移動した場合は、移動後2週間は「行動記録票」を記載し、自身の経過観察等の自己管理を徹底するようお願いします。必要に応じて提出を求める場合があります。移動自粛都道府県については、毎週木曜日に、本校ホームページにて翌日金曜日から翌週木曜日までの対象都道府県を掲載します。
学生を伴う学会等への参加については保護者の同意を確認し、最大限の感染防止対策（健康観察、マスク着用、3密の回避等）を実施してください。
なお、令和2年10月29日発出の「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国内の移動について（注意喚起・変更）」を併せてご確認願います。
- 在学生に対する研究補助等による謝金依頼については、実施時期及び必要性を再度ご検討願います。また実施の際は保護者の同意を確認し、最大限の感染防止対策を行った上で実施してください。
- 体温測定記録は毎日継続して行い、各自で健康観察をしてください。必要に応じて提出が求められる場合があります。
- 本校主催の学校開放事業（公開講座、出前授業等）は、最大限の感染防止対策を行った上で、実施可能なものから再開します。

- 学外者の入校（業務委託業者及び物品等納入業者を除く）については、緊急性、必要性を十分検討してください。

なお必要がある場合は、可能な限りTV会議等の活用にてお願いします。

- 感染リスクが高まる5つの場面（①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり）に十分留意し、感染リスクについて特に注意を払うようにしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- 上記の事項のほか、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、日常生活において厚生労働省が公表している「新しい生活様式」を積極的に実施くださるようお願いいたします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html